

4、「逆流」とのたたかい

「白鳥・財田川決定」直後から、逆流がおきる。最高裁調査官による「白鳥・財田川決定」解説＝「限定的再評価説」がおこなわれる。

この間の主な再審決定は、

- ◎2002年3月26日、大崎事件再審開始決定・鹿児島地裁
- ◎2003年4月15日、横浜事件再審開始決定・横浜地裁
- ▼2004年8月26日、袴田事件即時抗告棄却・東京高裁
- ▼2004年12月9日、大崎事件高裁不当決定・福岡高裁宮崎支部
- ◎2005年3月10日、横浜事件再審開始決定・東京高裁
- ▼2005年3月16日、狭山事件特別抗告棄却・最高裁第1小法廷
- ◎2005年4月5日、名張毒ぶどう酒事件再審開始決定・名古屋高裁
- ◎2005年9月21日、布川事件再審開始決定・水戸地裁土浦支部
- ▼2006年1月30日、大崎事件特別抗告棄却・最高裁第3小法廷
- ▼2006年3月27日、日野町事件再審請求棄却・大津地裁
- ▼2006年12月26日、名張毒ぶどう酒事件再審棄却決定・名古屋高裁
- ▼2008年2月13日、足利事件再審請求棄却決定・宇都宮地裁
- ▼2008年3月24日、袴田事件特別抗告棄却決定・最高裁第2小法廷

○再審制度を真っ向から否定する決定

大崎事件・福岡高裁宮崎支部決定（諸橋事件即時抗告棄却決定と同文）

「判決が確定した事により動かし得ないものとなったはずの事実関係を、事後になって、それ自体としては証拠価値の乏しい新証拠を提出することにより、安易に動揺させることになりかねない。そのような事態は、確定判決の安定を損ない、ひいては、三審制を事実上崩すことに連なるものであって、現行刑訴法の再審手続きとは相容れないものといわなければならない。」

再審について「確定判決の立場に立って再審を認めない考え方・勢力」と「無辜の救済制度の立場」は、激しいたたかいとなっているのが今日の再審をめぐる情勢の特徴です。

5、真実を知らせ、裁判批判の声を大きく！

○いま、「志布志事件」や「氷見事件」でえん罪が発覚し、映画『それでもボクはやってない』への反響などによりえん罪事件が社会問題化し、来年から始まる裁判員裁判とあわせて、刑事裁判やえん罪に対する市民の関心が高まっています。各事件の街頭宣伝などへの反応もいままで以上によくなっています。こうした情勢をしっかりとらえて、世論に訴える行動を積極的にとりくみましょう。

○えん罪事件では、事件直後からマスコミの報道によって「犯人扱い」を受け、家族も含めて、筆舌に尽くせない犠牲を被ります。そうしたえん罪犠牲者にとって、無実を確信し、